

# 公益社団法人日本モンゴル協会定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、公益社団法人日本モンゴル協会と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区戸山一丁目24番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、モンゴル民族の文化、社会、自然を調査研究し、その成果の紹介・普及に関する事業を行い、日本・モンゴル両民族相互の友誼親善に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) モンゴルに関する諸般の研究、調査、内外資料の翻訳紹介、ならびに研究会・講演会・講習会・懇親会など各種集会の開催、および定期・不定期出版物の刊行。
- (2) モンゴルに関する文献資料の収集、交換。
- (3) 日本・モンゴル両民族相互の理解を深めるための学術、文芸、その他あらゆる分野における交流の促進。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

### 第5条（法人の構成員）

この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。なお、この法人は、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする）上の社員とする。

#### 第6条（会員の資格の取得）

この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### 第7条（経費の負担）

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### 第8条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第4章 会員総会

#### 第11条（構成）

会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法の社員総会とする。

## 第 12 条（権限）

会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## 第 13 条（開催）

会員総会は、定時会員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

## 第 14 条（招集）

会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

## 第 15 条（議長）

会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

## 第 16 条（議決権）

会員総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

## 第 17 条（決議）

会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に

定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 第18条（書面による議決権行使）

会員総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は第17条の議決権の数に算入する。

#### 第19条（議決権の代理行使）

会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

#### 第20条（議事録）

会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第5章 役員を設置

#### 第21条（役員を設置等）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 理事長及び理事長以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

## 第 22 条（役員を選任）

理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

## 第 23 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事長は会長を補佐する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第 24 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第 25 条（役員任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 第 26 条（役員解任）

理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

## 第27条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

### 第28条（構成）

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第29条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### 第30条（招集）

理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

### 第31条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### 第32条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### 第33条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第34条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 第35条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### 第36条（公益目的取得財産残額の算定）

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### 第37条（定款の変更）

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

### 第38条（解散）

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### 第39条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第40条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### 第41条（公告の方法）

この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。



## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は吉田順一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成28年4月23日

当法人の定款に相違ない。

公益社団法人日本モンゴル協会

会長 吉田 順一